

吉田町教育大綱

令和6年度～令和9年度



静岡県吉田町

目 次

○ はじめに	1
○ 第1章 総 論	2
○ 第2章 教育目標	4
○ 第3章 基本方針及び施策の方向性	5

はじめに

社会が急激に変化し、将来の予測が困難な時代において、私たち一人一人、そして社会全体が、答えのない問い、あるいは答えが一つとは限らない問いに対し、どう立ち向かうのかが問われています。

また、ICTの活用等により、子供たちの学びの在り方も変化し、従来の知識や技術、経験だけでは対応しきれない状況も見られます。

このような中で、子供たちが豊かな人生を切り拓くためには、学校教育だけではなく、家庭や地域における様々な学びの場において、大人も共に学び続け、学びを通して他者と相互に高めあうことで、社会的変化を乗り越えとともに、社会を維持・発展させていくことのできる人づくりが求められます。

本町では、吉田町教育大綱を平成28年2月に策定し、この町の今、そして未来を築いていく人づくりに取り組んでまいりましたが、この度新たに、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間とした、新たな吉田町教育大綱を策定いたしました。

新たな吉田町教育大綱においても、引き続き人づくりに重きを置き、「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を教育目標として、町民誰もが、年齢を問わず、生涯にわたり学び続け、多様な人々との関わりの中で自他共に高めあいながら、豊かな人生を送ることができるよう、教育環境や教育機会をより充実した形で実現してまいります。

町民の皆様におかれましては、吉田町教育大綱の策定に込めた趣旨を御理解いただくとともに、吉田町が、豊かで活気にあふれ、心を魅了するまちとなりますよう、御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

吉田町長 田村典彦

第1章 総論

○ 大綱の趣旨

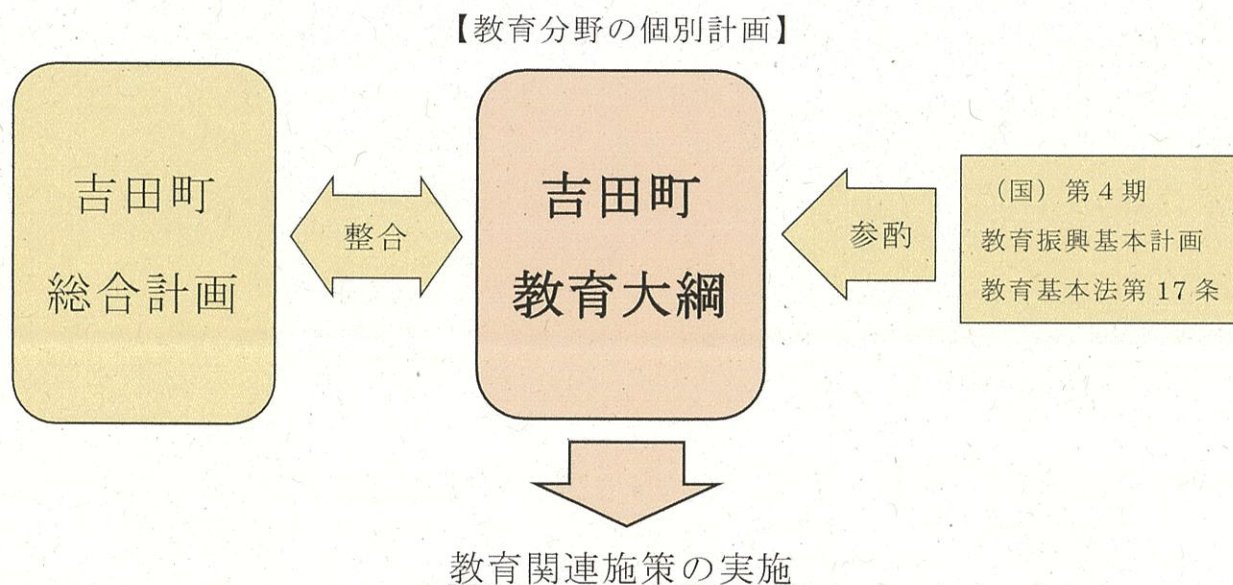
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正され、平成27年4月1日から施行されました。

これを受け、町長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定される基本的な方針（国の第4期教育振興基本計画）を参酌した上で、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。

吉田町教育大綱は、学校・地域等で教育に従事している方や精通している方をメンバーとする吉田町教育推進委員会の意見を取り入れ、町長が総合教育会議を経て策定したものです。

○ 大綱の性格

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づいて、吉田町の教育における基本的方向性を明らかにし、かつ、本町の最上位計画である吉田町総合計画の分野別計画と位置づけられるもので、今後の町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針となります。



○ 大綱の期間

この大綱の期間は、第6次吉田町総合計画の前期基本計画に合わせて、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、見直しが必要な場合には、吉田町総合教育会議において協議し、適時変更していくこととします。

○ 大綱の構成

この大綱は、「教育目標」「基本方針」「施策の方向性」で構成されています。

「教育目標」は、吉田町の目指す教育を明らかにし、「基本方針」は、教育政策の方針を掲げ、「施策の方向性」は、重点的に取り組む施策を掲げています。



第2章 教育目標

生涯にわたり 学びあい高めあう人づくり

長寿化が進展する人生100年時代において、人々が豊かな人生を送り続け、社会が継続的に発展していくために、私たちは、生涯にわたり学び続けることが重要となります。

そのためには、学校教育において学びを習慣化するとともに、子供たちが学習内容を人生や社会と結び付けて深く理解することで、将来において自己実現することができる資質・能力・態度を育成していくことが大切です。

また、コミュニティ・スクール（※1）や地域学校協働活動（※2）を推進し、学校、家庭、地域が連携・協働して学びの場を社会へと広げることで、子供たちを含む多様な人々との間に、学びを通したつながりを生み出すことが求められます。

このつながりの中で、共に学びあい支えあうことが、そこに関わる人々にとっての生きがいや喜びとなるとともに、学びの活動が地域において継続して広がっていくという好循環を生み出し、個人と地域、ひいては社会のウェルビーイング（※3）の向上につながっていきます。

こうして形成された関係は、持続的な地域コミュニティの基盤となり、さらに第6次吉田町総合計画に掲げた「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の実現にもつながるものとなります。

吉田町は、子供や若者、社会人、高齢者など年齢を問わず、生涯にわたって、自由に学習機会を選択し学び続けることのできる教育環境を保障するとともに、その学びを通して、自らの向上や地域社会への貢献の意欲を持ち、「わがまち吉田町」の担い手となる人づくりを目指します。

第3章 基本方針及び施策の方向性

教育目標の達成に向けて、5つの基本方針を掲げ取り組むとともに、基本方針に沿って重点施策を掲げ、施策の着実な推進を図ります。

【基本方針1】生きる力の育成を目指す学校教育の推進

豊かな人生を送るためには、一人一人が、夢や希望を抱き、それらをどのように実現していくのかを考え行動し続けることが大切です。子供たちが、社会や他者との関わりの中で、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し協働しながら、新たな社会を作り出す担い手となり、自ら人生を豊かにしていくことができるよう、生きる力の育成を推進します。

重点施策①

切れ目のない効果的な幼稚園、保育所、小学校及び中学校の「つながりのある教育」を推進します。

重点施策②

「個別最適な学び」と「協働的な学び」(※4)の一体的な充実を目指した授業改善に基づく「主体的・対話的で深い学び」(※5)の実現に向けた取組を推進します。

重点施策③

誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、他者を理解・尊重する教育を推進します。

重点施策④

一人一人の幸福感、自己肯定感、達成感等を向上させる教育を推進します。

【基本方針 2】心豊かに学び続け、学びを生かす生涯学習の推進

いつまでも生きがいのある人生を送るためには、生涯にわたる学習の機会と学んだことを生かせる活動の場が必要です。誰もが、人生を豊かで充実していくことができるよう、いくつになっても、気軽に楽しく学ぶことができる機会の充実を図り、心豊かに学び続け、学びを生かす生涯学習を推進します。

重点施策①

誰もがいくつになっても、気軽に互いに楽しく学ぶことができる環境づくりを推進します。

重点施策②

学校・家庭・地域が協働、連携し、まちぐるみで子供を育む活動を推進します。

重点施策③

性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの存在が尊重され、誰もが個性と能力を十分発揮できる活動を推進します。

【基本方針 3】スポーツに親しむ活動の推進

いつまでも生き生きとした人生を送るためには、スポーツを楽しむことが大切です。誰もが、心身共に健全で人生を豊かにしていくことができるよう、スポーツを「する」「観る」「支える」機会の充実を図り、スポーツに親しむ活動を推進します。

重点施策①

年齢、体力及び目的に応じて、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

重点施策②

スポーツ活動を支援するとともに、スポーツ関係団体の連携を推進します。

【基本方針4】文化・芸術に親しむ活動の推進

いつまでも潤いのある心豊かな人生を送るためには、ふるさとを愛する心を育むとともに、感性や創造性を磨くことが大切です。誰もが、人生を豊かにしていくことができるよう、地域に根付いた伝統行事や文化資源を保存・活用するとともに、文化・芸術に触れる機会の充実を図り、文化・芸術に親しむ活動を推進します。

重点施策①

地域に根付いた伝統行事や文化資源を保存し、活用するとともに、郷土への愛着と郷土を誇りに思う心を育む活動を推進します。

重点施策②

豊かな感性や創造力を育むため、文化・芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。

重点施策③

文化・芸術活動を支援するとともに、文化関係団体の連携を推進します。

【基本方針5】学びやすく、活動しやすい教育環境整備の推進

基本方針1から4までを効果的に推し進めるためには、安全・安心で町民のニーズに対応した教育環境が必要です。生き生きと学習や活動に取り組むため、児童生徒の学習・生活の場として、また、様々な生涯学習、スポーツ及び文化・芸術活動の場として、時代に対応した、学びやすく活動しやすい教育環境の整備を推進します。

重点施策①

安全・安心で快適な環境の中で学習や活動ができるよう、学校及び社会教育施設・設備の適正な維持管理を推進します。

重点施策②

学びの質を高めるため、学校施設及び社会教育施設におけるICT環境の更なる充実と活用を推進します。

吉田町教育大綱体系図

(令和6年度～令和9年度)

教育目標 「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」

【基本方針1】生きる力の育成を目指す学校教育の推進

豊かな人生を送るためには、一人一人が、夢や希望を抱き、それらをどのように実現していくのかを考え行動し続けることが大切です。子供たちが、社会や他者との関わりの中で、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し協働しながら、新たな社会を作り出す担い手となり、自ら人生を豊かにしていくことができるよう、生きる力の育成を推進します。

- ①切れ目のない効果的な幼稚園、保育所、小学校及び中学校の「つながりのある教育」を推進します。
- ②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指した授業改善に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を推進します。
- ③誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、他者を理解・尊重する教育を推進します。
- ④一人一人の幸福感、自己肯定感、達成感等を向上させる教育を推進します。

教育元気物語
TCP
トリビンスプラン

学校運営協議会

コミュニティ・スクール

地域学校協働活動

【基本方針2】心豊かに学び続け、学びを生かす生涯学習の推進

いつまでも生きがいのある人生を送るためには、生涯にわたる学習の機会と学んだことを生かせる活動の場が必要です。誰もが、人生を豊かで充実していくことができるよう、いくつになっても、気軽に楽しく学ぶことができる機会の充実を図り、心豊かに学び続け、学びを生かす生涯学習を推進します。

- ①誰もがいくつになっても、気軽に互いに楽しく学ぶことができる環境づくりを推進します。
- ②学校・家庭・地域が協働、連携し、まちぐるみで子供を育む活動を推進します。
- ③性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの存在が尊重され、誰もが個性と能力を十分発揮できる活動を推進します。

【基本方針3】スポーツに親しむ活動の推進

いつまでも生き生きとした人生を送るためには、スポーツを楽しむことが大切です。誰もが、心身共に健康で人生を豊かにしていくことができるよう、スポーツを「する」「観る」「支える」機会の充実を図り、スポーツに親しむ活動を推進します。

- ①年齢、体力及び目的に応じて、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。
- ②スポーツ活動を支援するとともに、スポーツ関係団体の連携を推進します。

【基本方針4】文化・芸術に親しむ活動の推進

いつまでも潤いのある心豊かな人生を送るためには、ふるさとを愛する心を育むとともに、感性や創造性を磨くことが大切です。誰もが、人生を豊かにしていくことができるよう、地域に根付いた伝統行事や文化資源を保存・活用するとともに、文化・芸術に触れる機会の充実を図り、文化・芸術に親しむ活動を推進します。

- ①地域に根付いた伝統行事や文化資源を保存し、活用するとともに、郷土への愛着と郷土を誇りに思う心を育む活動を推進します。
- ②豊かな感性や創造力を育むため、文化・芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。
- ③文化・芸術活動を支援するとともに、文化関係団体の連携を推進します。

【基本方針5】学びやすく、活動しやすい教育環境整備の推進

基本方針1から4までを効果的に推し進めるためには、安全・安心で町民のニーズに対応した教育環境が必要です。生き生きと学習や活動に取り組むため、児童生徒の学習・生活の場として、また、様々な生涯学習、スポーツ及び文化・芸術活動の場として、時代に対応した、学びやすく活動しやすい教育環境の整備を推進します。

- ①安全・安心で快適な環境の中で学習や活動ができるよう、学校及び社会教育施設・設備の適正な維持管理を推進します。
- ②学びの質を高めるため、学校施設及び社会教育施設におけるICT環境の更なる充実と活用を推進します。

教育元気物語TCPトリビンスプラン…子供、教職員、保護者が共に元気になる、三者にとって魅力ある教育を実現するためのプラン

○…教育の循環（生涯にわたり学びあい高めあう）とウェルビーイングの実現（多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなること）を表すもの

吉田町教育元気物語 TCPトリビンスプラン (R6～)

「TCP」とは、Teacher (教職員)、Children (子供)、Parents (保護者) の三者の頭文字 「Triwins」とは、「三者(Tri) が利益を得る (win) =三者共益」の意味

子供、教職員、保護者が共に元気になる、三者によって魅力ある教育を実現する

教職員が授業等に専念できる環境づくり		子供の「確かな学力」を保障する環境づくり	保護者が安心して子育てできる環境づくり
(指標1)	仕事にやりがいを感じている教職員の割合：100%	(指標1) 課題解決に向けて自分から取り組んでいる子供の割合：80%以上	(指標1) 子供が楽しく学校に通っていると感じている保護者の割合：80%以上
(指標2)	時間外勤務時間が月45時間以内の教職員の割合：100%	(指標2) 全国学力・学習状況調査の平均正答率：県平均以上	(指標2) 安心して子育てのサポートを受ける教育環境があると感じている保護者の割合：80%以上
A 放課後の時間の生み出し(教育課程の工夫) - 意図的な4時間日、5時間日の設定 - モジュール授業の活用 - 適切な年間授業日数の確保		ア 放課後・休日の子供の居場所づくり - 放課後サポート学習の実施 - 放課後子ども教室の実施 - チャレンジ教室の実施 - チャレンジ！サマーステイの実施 - ちいさな理科館での各種講座の実施 - 地域教育推進協議会による体験教室等の実施 - 放課後児童クラブの実施 (こども未来課)	
イ 学校閉庁日の設定 - 長期休業期間中の15日間 - 警備会社への学校巡回委託		イ 学校給食の実施日の最大化 学校運営上可能な限り学校給食を提供	
ウ 校務支援のための環境整備 - 校務のDX化 - 校務アシスタントの配置 - ICT支援員の配置 - 臨時養護教諭の配置 - 学校事務員の配置 - 学校用務員の配置 - 学校司書の配置 - 時間外の音声電話対応		ウ 相談体制の充実 - 教育相談員の配置 - 教育支援センター「ステッブルーム」の運営 - 子ども相談室の設置 - 町SSWの配置 - 町子どもと親の相談員の配置 - 町ことばの教室指導員の配置 - 町巡回相談員の派遣 - 町外国人児童生徒相談員の配置 - 翻訳機の配備	
エ コミュニティ・スクールの推進 - 学校運営協議会による支援体制 - CSディレクターの任用、連絡会の定期開催 - 地域の教育力の導入		エ 学校と家庭との連携 モバイル連絡網システムによる緊急連絡、広報、アンケート等の配信 (翻訳機能付き)	
オ 児童生徒の適応支援 - 町SSWの配置 - 町子どもと親の相談員の配置 - 町ことばの教室指導員の配置 - 町巡回相談員の派遣 - 町外国人児童生徒相談員の配置 - 翻訳機の配備		オ 家庭教育への支援 - 家庭教育支援事業の実施 - 町PTA連絡協議会による事業への支援 - コミュニティ・スクールの活用	
カ 部活動の地域移行の推進 - 部活動の在り方協議会による検討 - 部活動指導員の配置		カ 幼保小中のつながりのある教育の推進 - 幼児教育カリキュラム及び教師用指導書の活用 - スタートカリキュラムの活用 - 全教職員研修会の実施 (再掲)	
主 授業に集中できる快適な教育環境の整備 - 教室・体育館のエアコン完備 - 教室照明のLED化 - トイレの洋式化		主 学ばふりと郷土愛を育むための支援 - 総合的な学習の時間「吉田探究」の実施 - コミュニティ・スクールの活用 (再掲)	



※1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのことです。学校運営協議会には、主な役割として、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができるの3つがあります。

※2 地域学校協働活動とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。活動を通し、子供たちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育力の向上、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子供、学校、地域それぞれに対して様々な効果が期待できます。

※3 ウェルビーイング（well-being）とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいいます。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものであり、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることです。

※4 「個別最適な学び」と「協働的な学び」については、中央教育審議会の「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日）で次のように示しています。

「個別最適な学び」とは、「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者（児童生徒）の視点から整理した概念です。「指導の個別化」とは、教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことであり、「学習の個性化」とは、子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身の学習が最適となるよう調整することです。

「協働的な学び」とは、探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学びのことです。

- ※5 「主体的・対話的で深い学び」については、中央教育審議会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)で次のように示しています。

「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学びのことです。

「対話的な学び」とは、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学びのことです。

「深い学び」とは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学びのことです。



吉田町民憲章

わたくしたちは、美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、
吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくり
をめざして、この憲章を定めます。

- 1 水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町をつくります。
- 1 心と体をきたえ、健康で安心して暮らせる町をつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、活気あふれる町をつくります。
- 1 互いに学びあい、教養を深め、高い文化の町をつくります。
- 1 思いやりをもち、あたたかい心のかよう町をつくります。

平成元年 8 月 14 日制定